

「かわしんダイレクトweb利用規定」新旧対照表

改正前	改正後
第1条 ～ 第8条（省略） 第9条 資金移動ロック取引 1. 取引の内容 （1）当金庫所定の方法によるお客さまからの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動及び料金払込みサービス（以下「資金移動等」といいます）の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。 （2）本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止します。 （3）本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または資金移動等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。 2. 障害時の対応 当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客さまの設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。 第10条 届出事項の変更等 （省略） 第11条 取引の記録 （省略） 第12条 海外からのご利用 （省略） 第13条 免責事項等 （省略） 第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 （省略） 第15条 利用停止等 （省略） 第16条 反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意	第1条 ～ 第8条 （省略） （削除） 第9条 届出事項の変更等 （省略） 第10条 取引の記録 （省略） 第11条 海外からのご利用 （省略） 第12条 免責事項等 （省略） 第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 （省略） 第14条 利用停止等 （省略） 第15条 反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意

改正前	改正後
(省略)	(省略)
第 1-7 条 解約等	第16条 解約等
(省略)	(省略)
第 1-8 条 通知等の連絡先	第17条 通知等の連絡先
(省略)	(省略)
第 1-9 条 規定等の適用	第18条 規定等の適用
(省略)	(省略)
第 2-0 条 規定の変更等	第19条 規定の変更等
(省略)	(省略)
第 2-1 条 契約期間	第20条 契約期間
(省略)	(省略)
第 2-2 条 準拠法・管轄	第21条 準拠法・管轄
(省略)	(省略)
第 2-3 条 譲渡・質入・貸与の禁止	第22条 譲渡・質入・貸与の禁止
(省略)	(省略)
第 2-4 条 サービスの終了	第23条 サービスの終了
(省略)	(省略)
以 上	以 上